

### 1. 農地法第3条

農地を農地として利用するために権利を設定する場合

#### 要件

##### ① 下限面積要件

取得後の譲受人の経営耕地面積が3,000㎡以上あること。(自作地、借入地含む)

##### ② 常時従事日数要件

その世帯員において年間150日以上であること。

##### ③ 通作距離要件

通作距離が効率的に耕作が可能な範囲であること。大島在住の場合問題なし。

##### ④ 全部耕作要件

譲受人の経営耕地に不耕作地がないこと。

### 2. 農地法第4条

自己所有農地を農地以外のものに転用する場合

#### 要件

##### ① 申請目的実現の確実性

申請者が許可後遅滞なく申請に係る土地を申請の目的に供するものと認められること。法令等の許認可等を要する場合は、当該許認可等の見込みがあること。資金調達等についてその見込みがあること。

##### ② 計画面積

申請面積が申請目的実現のための必要最小限の面積であること。

##### ③ 位置

申請地周囲の農地の農業生産条件に及ぼす影響が少ないこと

##### ④ 被害防除

転用に伴い土砂の流出、崩壊等により付近の農業及び水産業等に影響を及ぼすおそれがある場合必要な防除措置がとられていること。

##### ⑤ 農用地利用計画

農振農用地については農用地利用計画を変更(農振除外申請)しなければ転用できない。

### 3. 農地法第5条

自己所有農地を農地以外のものに転用するために第三者に権利を設定移動する場合

#### 要件

##### ① 申請目的実現の確実性

申請者が許可後遅滞なく申請に係る土地を申請の目的に供するものと認められること。法令等の許認可等を要する場合は、当該許認可等の見込みがあること。資金調

達等についてその見込みがあること。

② 計画面積

申請面積が申請目的実現のための必要最小限の面積であること。

③ 位 置

申請地周囲の農地の農業生産条件に及ぼす影響が少ないこと。

④ 被害防除

転用に伴い土砂の流出、崩壊等により付近の農業及び水産業等に影響を及ぼすおそれがある場合必要な防除措置がとられていること。

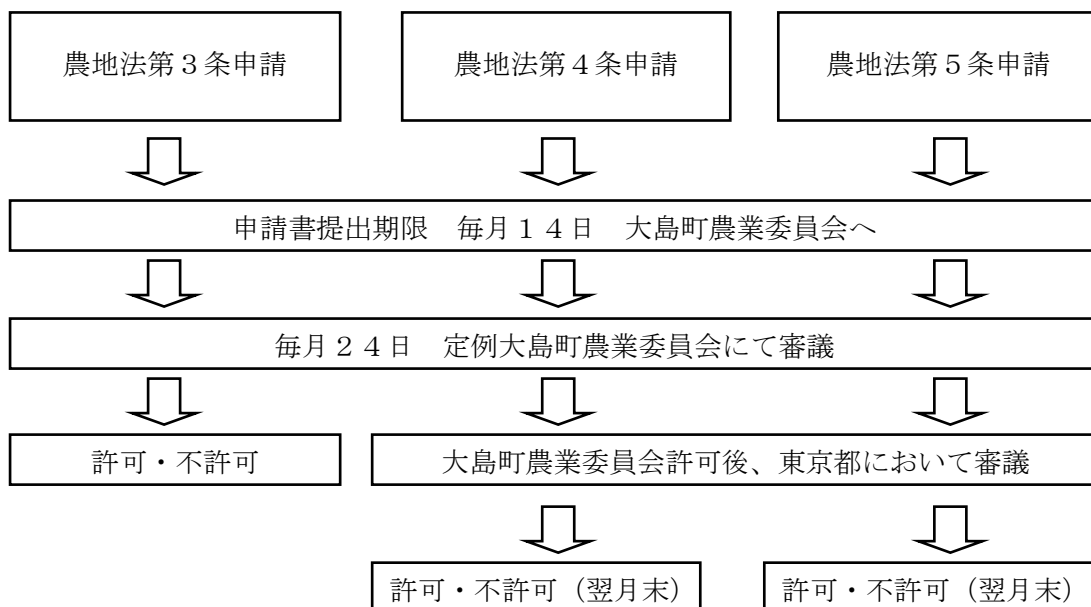
⑤ 農用地利用計画

農振農用地については農用地利用計画を変更（農振除外申請）しなければ転用できない。

※ 各申請書には添付書類が必要となります。

〈 参 考 〉

農地の権利移動及び転用の流れ



※ その他農地に関するご相談は大島町農業委員会へ 2-1446 (直)